

# 介護サービス事業所の皆様へ

地域リハビリテーション活動支援事業をご利用ください。

東員町では地域における介護予防の取り組みを強化するために、リハビリ専門職の派遣を行います。

## 居宅介護支援事業所への支援

- リハビリ専門職の介入がない対象者について、必要に応じてリハビリの必要性や効果について説明を行います。
- 住宅改修、福祉用具の選定について提案します。
- サービス担当者会議に出席し、リハビリ専門職からの情報提供を行います。
- 支援回数は、1事業所年間1～2名です。



## 通所介護・地域密着型通所介護への支援

- 個人や集団での活動内容・活動方法について提案します。
- 個人の生活機能を評価し、活動時の注意点や自主訓練等の提案を行います。
- 支援回数は、1事業所年間1回です。



派遣職種は、

**理学療法士**・**作業療法士**・**歯科衛生士**です。

### 【利用の流れ】

- 1 申込み** 申込書に必要事項を記載し、派遣希望日の1ヵ月前までに、長寿福祉課へ提出  
(事業利用目的を申込書の開催目的に記載すること)
- 2 日程等調整** 事業の決定の連絡を受けたのち、申込者から専門職へ連絡し、日程等を調整
- 3 訪問等支援** リハビリ専門職とは原則現地集合。身体機能の住環境の確認やサービス利用に関する助言等  
(同行訪問時は、個人への施術は行いません)
- 4 報告・請求** リハビリ専門職から長寿福祉課へ実績報告書と請求書を提出

※料金は無料です。

※派遣は原則、平日の日中の時間帯で、派遣場所は東員町となります。

※居宅介護支援事業所の支援について、対象となるのは東員町民に限ります。



問い合わせ先 東員町役場長寿福祉課 TEL86-2823